

石巻市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

なお、伊藤啓二監査委員は、同法第199条の2の規定に基づき除斥しました。

平成28年3月7日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

- 1 監査対象部門 石巻市議会事務局
- 2 監査対象範囲 平成27年度一般事務及び財務に関する事務の執行  
(平成27年11月30日現在)
- 3 監査期間 平成28年1月5日から同年3月7日まで
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成27年度一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められなかった。